

(様式2)

## 「第7期京丹後市高齢者保健福祉計画」の概要

### 1 趣旨について

老人福祉法第20条の8に規定する計画であり、市町村老人福祉計画として策定するものです。また、本計画は、介護保険法第117条の規定に基づき策定される介護保険事業計画と一体的に策定される計画です。

本市では、平成26年度に策定した「第6期京丹後市高齢者保健福祉計画」における基本方針などを基礎としつつも、このような社会情勢の変化や今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本市がめざすべき高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「第7期京丹後市高齢者保健福祉計画」（以下、本計画という。）として策定するものです。

### 2 計画の基本理念について

#### 「安心していきいきと暮らせる健康長寿のまちづくり」

京丹後市では高齢化率が35%を超える高齢社会を迎えています。要介護（要支援）認定を受ける方の割合が全国平均よりも低く、高齢者の多くが元気で社会生活を過ごしています。百歳を超えても元気で暮らしている大長寿の高齢者も増加しています。

高齢者が、健康長寿で生きがいのある生活を営むためには、生活習慣病やフレイル※を予防するとともに、長い人生で培ってきた知識や経験を活かして、社会に貢献しながら自己実現を果たせることが大切です。勤労、生涯学習、地域福祉など多様な活動機会を充実させ、高齢者の積極的な社会参加をさらに促進させる必要があります。

また、要介護状態にならないためには、一般高齢者施策で行う介護予防事業や支援の必要な高齢者を対象とした介護予防サービスや生活支援サービスのさらなる充実を図り、介護サービス、認知症対策を着実に進めていきます。これらのサービスを支えていくためには、ボランティアや介護事業所の人材が必要とされ、育成・支援など「ひとりづくりへの取り組み」を進めていきます。

高齢者やその家族の生活上のさまざまな課題に対して、行政だけでなく地域社会全体で支え合える地域共生社会の実現や医療・介護・予防・住まい・生活支援の連携による地域包括ケアシステムの推進を進め、高齢者が安心して暮らせる健康長寿のまちをめざします。

※フレイルとは、高齢者の身体機能や認知機能が低下して虚弱となった状態をさします。

### 3 計画の基本目標について

- (1) 生涯現役で活躍する健康長寿社会の形成
- (2) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域包括ケアシステムの推進
- (3) 高齢者の安心・安全を守るための仕組みや支援の充実
- (4) 持続可能な介護保険制度の構築

#### 4 施策の展開

- (1) 生涯現役で活躍する健康長寿社会の形成
  - 健康長寿のための疾病予防・体力向上の推進
  - 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
  - 高齢者の生きがいつくりと社会参加の推進
  
- (2) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域包括ケアシステムの推進
  - 地域包括支援センターの機能強化
  - 地域ケア会議の充実とネットワークづくりの推進
  - 在宅医療・介護連携の推進
  - 生活支援体制整備事業の充実
  
- (3) 高齢者の安心・安全を守るための仕組みや支援の充実
  - 認知症高齢者への支援策の充実
  - 高齢者の権利擁護の推進
  - 高齢者虐待防止対策の推進
  - 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
  - 高齢者を支える人材の育成・支援
  
- (4) 持続可能な介護保険制度の構築
  - 介護サービス・介護予防サービス見込み量算定の流れ
  - 介護保険サービスの推計
  - 地域支援事業の見込み
  - 事業費の見込み
  - 介護保険事業に係る費用の見込み
  - 介護保険の円滑な運営

#### 重点プロジェクト

##### 京丹後市“人づくりプロジェクト”の推進

少子高齢化により、人口減少が進む中で、現在と同じように元気な高齢者と地域を支える人材の確保・育成を推進します。

介護状態にならないための健康づくりや介護予防による「元気な高齢者づくり」、地域における人材づくり（ボランティアの育成・支援）、サービス事業を担う人材づくり（介護人材の育成・支援）の3つを京丹後市“人づくりプロジェクト”として推進します。

#### 5 施行期日について

平成30年4月1日から施行します。